平成２２年（フ）第３４６号
埼玉県越谷市花田６丁目３番地１　ウィンディア平野103、前住所埼玉県越谷市弥栄町３丁目43番地179
債務者　綱島　　廣
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
埼玉県越谷市花田６丁目３番地１　ウィンディア平野103、前住所埼玉県越谷市弥栄町３丁目43番地179
債務者　綱島　　聡
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８７１号
大阪府茨木市平田台４番３―101号
債務者　原　たま子（旧姓満田）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０６４号
大阪府枚方市田口山１丁目10番17号
債務者　中本　貴大
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０３号
大阪府八尾市陽光園２丁目６番10号陽光園マンション201、住民票上の住所大阪府八尾市安中町５丁目５番35号
債務者　小俣　信子（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１８９号
大阪府豊中市曽根西町１丁目４番21―302号
債務者　浅井　　勉
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１０号
大阪府豊中市豊南町南６丁目６番12号
債務者　山本　四郎
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２５１号
大阪府豊中市旭丘６番７―503号
債務者　野上　知子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３３５号
大阪府東大阪市森河内西２丁目24番22号　マンション島田106号
債務者　鈴木　祥司
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７８号
大阪府守口市日光町４番17号
債務者　千代留直子（旧姓氏江）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４２０号
大阪府東大阪市鴻池元町５番９号　マンション芝園203号
債務者　上田　ゆき（旧姓半埜）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４３８号
大阪市都島区大東町２丁目13―12、住民票上の住所大阪市生野区中川西１丁目10番14号
債務者　吉村　卓男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６５２号
大阪府豊中市上野東２丁目13番25号
債務者　岡　　菊雄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７２３号
大阪府東大阪市四条町１番３号
債務者　高村鴻司こと　高　　弘二
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５２号
大阪府高槻市牧田町14番83―308号
債務者　肥後久美子（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８９０号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番103―401号
債務者　藤原　美幸
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８９９号
大阪府寝屋川市木屋元町４番32号
債務者　小中　佳子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで大阪地方裁判所第６民事部